

「人権のひろば」に対する「ご意見」ご感想は秘書広報課または、人権室までお寄せください。

人権啓発ネットワーク大東が10周年を迎えました(前編)

すべての人間は、生まれながらにして自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。これは、誰も侵すことのできない永久の権利であり、日本国憲法にも明記されています。

しかし、私たちの社会において、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。

急速に変化していく現代社会において、インターネット上に蔓延する誹謗中傷をはじめ、さまざまな人権侵害が起きています。

このように多様化する人権課題に対応するためには、私たち一人ひとりの人権意識を高めることが必要不可欠です。

人権啓発ネットワーク大東は市民による市民のための自主的な啓発組織として平成25年4月に設立されました。今年の4月で10周年を迎え、行政と協力しながら歩んできた道のりを振り返りつつ、これからも人権尊重のまちづくりに取り組んでいきます。

活動内容

啓発・広報活動・研修会などの企画・参画

人権尊重の理念を広げるために

1 憲法週間記念のつどいや人権パネル展、人権週間記念のつどい、ヒューマンコンサートなど

人権啓発活動をされている著名人の講演やコンサートなどを通じてさまざまな人権問題に触れてもらうきっかけづくりを行っています。

2 機関紙「ぬくもり」

人権に関するさまざまな記事や人権啓発イベントの紹介、人権推進に取り組む人や団体を紹介する記事などを掲載しています。取材・執筆・編集などは全て会員が行っています。



1



「人権パネル展」野崎まいり開催期間中の毎年5月1日～4日に野崎観音会館で開催



「憲法週間記念のつどい」毎年5月1日～7日の憲法週間を記念して、講演＆コンサートを開催。昨年はネットの誹謗中傷をなくしたいという木村響子さんの講演(今年の内容は34ページのおすすめイベントに掲載あり)

2



毎年12月4日～10日の「人権週間」に講演＆コンサートを開催。昨年は紛争地などを取材するフォトジャーナリスト安田菜津紀さんの講演と太鼓集団魁の公演

3フェイスブック

人権について考えるきっかけとなる記事や、コロナ禍でもほっとひと息つけるような、身の回りの出来事をコラムにして投稿しています。



4市民じんけん講座

「気づきからつながるあなたとわたし」さまざまなジャンルで活躍されている講師をお招きし、人権について学ぶ連続講座です。

5地域集会

各自治区との共催で人権啓発（DVDの上映と懇談など）、地域住民と人権問題について共に考え、学びます。

6親と子で考える平和のつどい

次代を担う子どもたちと一緒に平和の大切さ、命の尊さを考える機会として映画の上映会を開催しています。

7平和なまち絵画展

子どもたちが平和への思い・願いを込めて描いた絵画を展示します。

8市民会員交流フィールドワーク

人権問題にゆかりのある場所を訪ね、交流を図りながら人権について考えます。

6



映画『あした元気になる〜れ！〜半分のさつまいも〜』

7



昨年の受賞作品

8



日本初のハンセン病国立療養所である「国立療養所長島愛生園」(岡山県)を訪れました

会員募集

「このまちをより良くしたい。そのため何かをしたいけれど、何をしたいかわからない…」というあなた！人権が尊重される社会の実現に向けて、一緒に活動しませんか？

お互いの人権を認め合い、誰もが暮らしやすいまちには自然と人が集まり、地域の発展につながっていくのではないのでしょうか。

※入会方法など詳しくはホームページをご覧ください。

ホームページをご覧ください。

「ぬく」のバックナンバーも掲載しています



☆ヒューマンライター募集☆

市内で人権推進につながる取り組みを行う人や団体の取材をしていただける人を募集しています。

次号では実際に人権啓発ネットワーク大東に参加し、活動している人の声をお聞きます。



甲斐人権啓発ネットワーク大東事務局(大東市人権室内) ☎ 870・0441

☎ 872・22698

✉ j_keihatsu@city.daito.lg.jp

消費生活センターだより

お試しのつもりが定期購入に。解約料が高額なケースも！

相談概要

インターネットで、健康食品が500円という広告を見つけ、注文し商品が届いた。その3週間後に同じ商品と5千円の請求書が届き、定期購入であることに気づいた。販売業者に「定期購入であることを知らなかったので返品したい」と電話したところ、「2回目以降は5千円で4回購入が条件の定期コースになっている。返品は受け付けられない。返品する場合は、解約料1万円を支払う必要がある」と言われた。

アドバイス

定期購入であることや支払い総額や解約方法を小さく表記し、「初回はお試し無料」などの大きく目立つ文字で消費者をひきつけ、購入させる商法があります。消費者が気付かずに購入し、解約手続きを試みても電話が繋がらず困っているなどの相談が増えています。通信販売などでクーリング・オフはできず、販売事業者の返品特約に従うこととなります。購入する前に、利用規約の内容などを確認しましょう。また、解約の際に、販売事業者と電話などの連絡がつかない場合は、連絡した証拠となる電話やメールなどの記録を残しましょう。

不安に思ったときや分からないことがあれば消費生活センターにお問い合わせください。

消費生活センター ☎ 870・04492 (土・日曜日、祝日を除く)